

# 仕 様 書

## 1 件名

平成 31 年度 東京観光情報センターの広報業務委託

## 2 目的

東京観光情報センターは都内 5 か所に東京都が設置する観光案内所であり、国内外からの旅行者に対し多様なニーズに対応し、きめ細かい観光情報を提供するとともに都内全域の魅力をミニイベントや展示など様々な切り口で最大限に伝え、旅行者の満足度の向上に寄与している。

本事業では、東京観光情報センター多摩を、日本人を中心とした都内・近隣の在住者及び訪問者に対して積極的にPRすることにより、認知度向上を図るとともに、センターへの来訪・再来訪につなげていく。また、各東京観光情報センターのイベント情報等を国内外の旅行者に発信し、広く情報提供を行う。さらに、RWC2019 の情報提供や展示等を行い、大会への機運醸成を図る。

## 3 契約期間

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

## 4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

## 5 全体運営

### 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- (1) 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含め、体制管理を徹底すること。
- (2) 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から報告書提出までの年間業務スケジュールを提案すること。また履行に当たっては、進捗状況を随時財団へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。また、スケジュールが変更になった際は速やかにスケジュールを修正して提出すること。
- (3) 業務に当たっては、書類の管理や記録など必要な書類・データ管理を行うこと。
- (4) 東京観光情報センターの管理運営業務を受託する業者（以下「管理運営業務受託者」という。）等と積極的に協力し、効果的に東京観光情報センターの認知向上、さらなる誘客のために効果的に業務を実施すること。

## 6 委託内容

### (1) 東京観光情報センター多摩に関する広報業務

以下の内容を踏まえ、年間計画及び全体スケジュールを作成した上、実施すること。

#### ア 東京観光情報センター多摩の施設概要

JR 立川駅に直結するエキュート立川の 3 階にあり、多摩地域の情報を中心に掲出しているため、近隣に住む日本人の利用者が多い。

## イ 広告媒体を使用した東京観光情報センター多摩に関する広報業務

東京観光情報センター多摩の認知度向上及び送客を図るため広報を企画・実施すること。年間計画を策定し、媒体毎に集客目標の設定、効果の高い企画、効果検証を実施すること。年間計画については事前に財団に協議すること。なお、別途定める東京観光情報センター多摩の管理運営における目標と実施計画に基づき広報業務の年間計画等を修正する必要がある場合には、財団と協議し変更すること。

### (ア) 対象及び実施言語

対象は日本人を中心とした都内・近隣の在住者及び訪問者とする。言語は日本語を原則とするが、財団と協議のうえ、必要に応じて英語にも対応すること。英語については、英語を母国語とする者または同等レベルとする者から監修を受け、閲覧者にとって違和感のない表現とすること。

### (イ) 媒体の提案

高い広告効果が見込まれる媒体を対象毎に具体的に提案すること。なお、提案に際してはその概要を次のポイントで整理し、選定理由を添えて提案すること。

① 影響力：販売／流通部数／ページビュー／フォロワー数等

② 広告対象：国／年齢層／購読者層／閲覧者層等

③ 広告枠、方式：広報掲出面積、ページネーション等

提案する媒体によっては、タイアップ等の記事広告を含めることも可能とする。

④ 広告掲出期間：提出日程、日数等

⑤ 主な対象、訴求内容

### (ウ) 広告デザイン・原稿の制作

#### ①デザイン

(i) 広告媒体毎に閲覧者の特性を踏まえて提案すること。デザイン制作にあたっては、写真やグラフィックを効果的に用いること。その手配については受託者が行い、著作権料使用料等についても受託者が負担すること。

(ii) 特に指定のない限り、原則としてアイコンを使用したデザインを提案すること。アイコンデータについては契約締結後に財団より提供する。使用にあたってはデザインマニュアルに記載の内容を遵守すること。

#### 【デザインマニュアル】

[https://tokyotokyo.jp/assets/download/tokyotokyo\\_logo\\_designmanual.pdf](https://tokyotokyo.jp/assets/download/tokyotokyo_logo_designmanual.pdf)

#### ②その他

動画媒体を提案する場合には動画の制作も本委託の費用内に含めるものとする。

### (エ) 校正

広報媒体毎に最低2回以上財団の校正を受けること。

### (オ) 効果測定

具体的な効果測定方法及びアウトプットイメージを提案し、媒体毎に効果測定を行い、その結果を報告すること。報告の時期については、事前に財団と協議すること。効果を高めるに当たり、付加的な施策として具体的な手法があれば財団に提案すること。

## ウ 東京観光情報センター多摩の展示スペースにおける展示企画・実施

東京観光情報センター多摩にある壁面及び柱等の展示スペースの展示を企画・実施すること。展示スペースの詳細は別紙1「東京観光情報センター多摩 展示スペースについて」を参照。年間計画を策定し、展示スペースの狙いを設定し、効果の高い企画を実施すると

ともに効果検証を実施すること。四半期に1回以上内容を更新すること。実施にあたっては、事前に財団、管理運営受託者及び施設全体を管理する事業者と協議すること。

(ア) 壁面の展示スペースにおいて、1年間を通して多摩地域の魅力を発信するとともに、観光スポットへの誘客を目指した企画を提案、実施すること。

対象は日本人を中心とした都内・近隣の在住者及び訪問者とする。言語は日本語及び英語とする。英語については、英語を母国語とする者または同等レベルとする者から監修を受け、閲覧者にとって違和感のない表現とすること。

(イ) 柱の展示スペースにおいて、施設全体を管理する事業者や他の施設入居者と情報共有をするとともに、協力しながら多摩の魅力を効果的に発信すること。

## エ 東京観光情報センター多摩の認知度向上及び送客を目的としたイベント等の企画・出展業務

東京観光情報センター多摩の認知度向上及び送客を目的としたイベント等を企画し実施すること。また、集客力のあるイベント（例 スポーツ博覧会）等に複数回出展しPRを実施すること。実施回数は、独自企画イベント1回、イベント出展2回程度とする。内容については事前に財団と協議をすること。

対象は日本人を中心とした都内・近隣の在住者及び訪問者とする。言語は日本語を原則とするが、財団と協議のうえ、必要に応じて英語にも対応すること。英語については、英語を母国語とする者若しくは同等レベルとする者から監修を受け、閲覧者にとって違和感のない表現とすること。

## (2) 東京観光情報センター全施設に関する国内外の旅行者に対する広報業務

東京観光情報センター（都庁、羽田、上野、バスタ、多摩）及び全国観光PRコーナーにおいてイベント等を行う際、財団が、SNS（TOKYO Fun Club）で情報発信を行う。それに際し、管理運営受託者から提供されるSNSでの情報発信の原稿を外国語に翻訳し、財団に提供すること。翻訳する言語は英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語（東京観光情報センター多摩については、英語のみ）を原則とするが、必要に応じて変更する場合は、事前に財団に協議すること。外国語については、その言語を母国語とする者または同等レベルとする者から監修を受け、閲覧者にとって違和感のない表現とすること。

なお、翻訳の頻度は各月5回程度、年間60回程度とし、詳細は財団と協議のうえ決定する。

## (3) RWC2019及び東京2020大会を見据えた観光案内機能の充実に関すること

管理運営業務受託者と協力し、RWC2019及び東京2020大会への機運醸成及び旅行者への情報提供として、多摩を中心に各センター内でパネル等を作成のうえ、パンフレット等の展示を行うこと。なお、展示は、RWC2019に関するもののみとする。RWC2019及び東京2020大会に関する情報は、管理運営業務受託者が整理し各センターに共有する。展示等の期間は、平成31年9月から同年11月を目途に、別途財団と協議の上決定する。

## 7 納品物（成果物）・納品先

### (1) 実施報告書（出力2部及びデータ一式）

掲載内容は財団と協議の上決定する。

### (2) 制作物のデザインデータ

PDFデータ及び編集可能なデータ（拡張子eps、ai等）

## 8 支払い方法

契約期間終了後、履行内容及び業務完了届を確認の上、受託者からの請求に基づいて支払いを行う。

## 9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 10 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本委託においては、著作権・肖像権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本委託の履行に伴い発生するアイコンを含む成果物は、納品時に、受託者から財団が所有権及び知的財産権を含む一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48条）第27条及び第28条の権利を含む。）を譲り受ける。また、本委託が中途解約された場合、財団はその時点における本委託業務で生じた著作物等の所有権及び知的財産権を含む一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を譲り受けることができる。財団が譲り受けた場合には、下記（3）から（7）までの規定が適用される。
- (3) 財団が譲渡を受けた権利の行使に関し、受託者は著作人格権を主張しない。
- (4) 受託者は、成果物が受託者の創作によるものであって、第三者の商標権、著作権、そのほかの諸権利を侵害するものでないことを保証する。
- (5) 本委託により得られた成果物について、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団や東京都が発行する観光振興に係る印刷物等や事業活動において使用することがある。また、使用に当たって著作物の加工が必要と判断した場合は受託者の許可なく加工できるとする。
- (6) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、使用の際にあらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や費用等の負担と責任は、全て受託者が負うこととする。
- (7) 成果物について紛争が生じた場合、受託者の費用と責任において解決すること。また、上記の紛争により財団に損害が発生した場合はこれも賠償をすること。
- (8) 上記の（1）から（7）規定は、10により第三者に委託した場合においても適用する。
- (9) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途財団と調整すること。

## 11 その他

- (1) 本契約は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し、平成31年度の財団の収支予算が平成31年3月31日までに財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。
- (2) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。年号が変わった場合、以降に係る現行の表記を新年号に読み替えるものとする。
- (3) 受託者は、履行期間開始までに本契約に関する必要事項について、前任の受託者との円滑な引き継ぎを行っておくこと。
- (4) 本契約の履行に際して知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。また、別紙2「個人情報に関する特記事項」及び、別紙3「電子情報処理委託に

- 係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (5) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
  - (6) 受託者は、業務の詳細について概要とスケジュールが分かる企画案を、契約締結日の翌日から7日以内（土日及び祝日を除く。）に財団へ提出し、その承認を得ること。
  - (7) 本契約の履行に関する情報及び原稿等について、財団から貸与されたものは、契約終了後、速やかに返却すること。
  - (8) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度財団と別途協議の上処理すること。
  - (9) 財団が必要あると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更する。
  - (10) 原稿（記事面、地図、イラスト、写真等）の校正は、受託者の責任において校了とすること。校了後に誤り、要訂正箇所等が見つかった場合は、受託者の責任において速やかに訂正することとし、訂正等により発生した費用及び損失に対して、財団は一切責任を負わないものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団

総務部観光情報センター 荒木・尾前<sup>びぜん</sup>

電話：03-5579-2681